



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 三 菱 倉 庫 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 松 井 明 生
(コード番号 9301 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 木 村 伸 児
(電話番号 03-3278-6611)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 214 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに売買単位(単元株式数)を 100 株に統一するための取組みを進めています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、以上を踏まえ、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位(売買単位当たりの価格)を適切な水準に調整するため、株式併合(2株を1株に併合)を行うことといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	175,921,478株
併合により減少する株式数	87,960,739株
併合後の発行済株式総数	87,960,739株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」及び併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

併合の割合に応じて、現行の4億4千万株から2億2千万株に変更いたします。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
2株未満	117名 (1.8%)	117株 (0.0%)
2株以上	6,313名 (98.2%)	175,921,361株 (100.0%)
合計	6,430名 (100.0%)	175,921,478株 (100.0%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が2株未満の株主様117名(所有株式数の合計117株)は、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の規定により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款一部変更は、会社法第182条第2項及び195条第1項の規定により、株主総会の議題とすることなく行います。

(2) 変更の内容

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、次のとおり変更されます。

(下線は変更部分)

現 行 規 定	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>4億4千万株</u> とする。	第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>2億2千万株</u> とする。
第7条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

平成29年4月28日 取締役会決議日

平成29年6月29日(予定) 定時株主総会決議日

平成29年10月1日(予定) 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日

[ご参考]

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は、平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続の関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以 上

[ご参考]

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買の単位となっている株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに売買単位(単元株式数)を100株に統一するための取組みを進めています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、以上を踏まえ、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。これにあわせて投資単位(売買単位当たりの価格)を適切な水準に調整するため、株式併合を行うものです。

Q 4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に2分の1を乗じた株式数(1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます)となります。また、議決権は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、次のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	1株未満の端数
例①	1,000株	1個		500株	5個	なし
例②	2,345株	2個		1,172株	11個	0.5株
例③	444株	なし		222株	2個	なし
例④	33株	なし		16株	なし	0.5株
例⑤	2株	なし		1株	なし	なし
例⑥	1株	なし		なし	なし	0.5株

- ・株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合(例②、例④、例⑥)には、その端数のすべてを当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

- ・例②、例③、例④、例⑤では単元未満株式(効力発生後において、例②は72株、例③は22株、例④は16株、例⑤は1株)がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買増又は買取制度をご利用できます。
- ・効力発生前の所有株式数が1株の場合(例⑥)、株式併合により所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引のある証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合により株主様の所有株式数は2分の1になりますが、株式併合を実施しても会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、1株当たりの資産価値は2倍になります。また、株価につきましても、理論上は併合前の2倍になります。

Q 6. 受け取る配当金への影響はないのですか。

A 6. 株式併合により株主様の所有株式数は2分の1になりますが、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた1株未満の端数につきましても、当該端数に係る配当は生じません。

Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 7. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 8. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 8. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増又は買取制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社又は後記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成29年6月29日(予定)	第214回定時株主総会
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日
平成29年10月下旬	株主様へ株式併合割当通知の発送
平成29年12月上旬	端数処分代金の支払開始

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081	東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話	0120-232-711 (通話料無料)
受付時間	9:00~17:00 (土日休日を除く)